

## 第21回議会運営委員会記録

令和4年6月3日

【開催日】 令和4年6月3日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時11分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

1 令和4年第2回（6月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について

6月8日（水）から6月24日（金）までの17日間

議案件名・・・資料1

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

(3) 請願書の取扱いについて・・・資料2

(4) 議員派遣について

6月定例会最終日に決定する。

○第23回山口県市議会議員研修会（オンライン研修会）

・日時 7月29日（金）午前9時45分～午後0時

・会場 各市議会の会場（予定）

(5) 議事日程案について・・・資料3

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料4

- 2 山陽小野田市議会会議規則の改正について・・・資料5
- 3 申し合わせ事項の改正について・・・資料6
- 4 会派人数について見直しのお願い・・・資料7
- 5 議会運営改善についての申し入れ・・・資料8
- 6 その他

(1) 全員協議会の開催日時

6月8日（水）午前9時から 議運決定事項の報告

(2) その他

---

午前10時 開会

---

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより、第21回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどお願いします。まず中身に入る前に、山田議員から委員外議員の申出がありますので、これを許可したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）山田議員、よろしくをお願いします。

（山田伸幸議員 着席）

大井淳一郎委員長 それでは、中身に入っていきたいと思います。付議事項1点目、令和4年第2回（6月）定例会に関する事項についての説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、(1)会期案についてです。議案件名は資料1になりますので、併せて御覧ください。まず、会期は6月8日水曜日から24日金曜日までの17日間の会期としたいと思います。資料1に市長提出案件として議案5件と報告4件が出ております。それと、この度は行政報告もあります。民生福祉常任委員会所管が2件、産業建設常任委員会所管が2件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件、先

ほど申しましたとおり報告が4件あります。続きまして、(2)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。こちらは申し合わせ事項44により行います。この度は古豊議員が報告されるとお聞きしております。6月定例会の初日になりますので、後ほど議事日程のところの説明します。(3)請願書の取扱いについてです。資料2を御覧ください。2ページにわたりますので、ページ番号を振っております。請願の件名としては「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願」となっております。石井様から出ております。こちらの付託についても、後ほど議論していただけたらと思います。(4)議員派遣についてです。山口県市議会議長会から、今年度の議員研修会についての通知が来ております。現在コロナ感染がまだ収まっていないため、オンライン研修を予定しているとの通知が来ております。日時については、7月29日金曜日の午前9時45分から午後0時までということで、会場は、各市議会の会場、長門市を拠点として各市議会に対してのオンライン研修を予定されているということです。議員研修になりますので、派遣が必要になります。定例会の会期中ですので、最終日の24日に、議員派遣の議決が必要になります。以上を踏まえまして、(5)議事日程案についてに入ります。資料3を御覧ください。6月8日水曜日午前10時から本会議を開会しまして、会期の決定、諸般の報告として行政報告が執行部から1件、それと議会からの事務報告があります。続いて、先ほど説明しました宇部・山陽小野田消防組合議会の報告になります。その後、報告4件を一括報告及び質疑まで。そして議案5件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。9日木曜日は、民生福祉常任委員会を9時から始めたいと委員長がおっしゃっているようでしたので、午前9時から民生福祉常任委員会と一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会、総務文教常任委員会は所管の議案がありませんでしたので、午前10時から一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会となります。10日金曜日は、午前10時から産業建設常任委員会と一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会になります。先ほど9日の木曜日のところで言い忘れましたが、委員会室の振り分けは6月定例会になりま

すので、第1委員会室が総務文教常任委員会、第2委員会室が民生福祉常任委員会になろうかと思えます。11日土曜日、12日日曜日の休会を挟み、13日月曜日は委員会予備日を設けています。そして、14日火曜日から17日金曜日までと、18日土曜日、19日日曜日の休会を挟み、20日の月曜日の5日間を当初、午前9時30分から一般質問を予定しておりました。この度の通告者が12人でありましたので、後ほど人数の振り分けをよろしくお願ひします。21日火曜日は休会です。22日水曜日が午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会になります。23日木曜日は議事整理のための休会です。24日金曜日、午前10時から本会議を開会しまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして先ほど説明しました議員派遣について、最後に、閉会中の調査事項についてとなります。以上で、17日間の会期、議事日程の説明を終わります。

大井淳一郎委員長 説明が終わりました。一括して(5)までありましたので、説明の中で気になる点とかがあれば質疑を受けたいと思えます。まず請願書の取扱いです。これは調査委員会を決めてくれということです。案件からして民生福祉常任委員会が適当かと思うんですが、請願審査の委員会として決めてよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それをまず決定したいと思えます。その上で、議事日程案に従って、皆さんが何か気になる点があればお受けしたいと思えます。特にはありませんか。(「ありません」と呼ぶ者あり)それでは、一般質問の人数が12人と出ましたが、現在のところ14日から20日までとなっております。申し合わせ事項によりますと、一般質問は1日に4人ですので、14日4人、15日4人、16日4人の振り分けが適当かなと思うんですが、皆さん、そちらでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)4人ずつの3日間と決定しました。17日と20日は休会という扱いか。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまでは、そのように取り扱っています。

大井淳一郎委員長　そこは休会ということになろうかと思えます。予定どおり24日が最終日です。では、(5)までは以上でよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、以上とします。では、(6)の説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長　(6)陳情・要望書等の取扱いについてです。全部まとめてページを振っております。資料4を御覧ください。まず、1ページが、「陳情書(山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書)」ということで、江邑様から出ております。以前にも、似たような陳情書がこれまでも出ております。続いて、2ページです。一番上は、事務所名のようにして、件名ではないということで、この2ページの中段下辺りに書いてあるのが主な陳情内容と思われまので、それを書いております。「日台友好議員連盟を立ち上げていただきたい」ということのようにです。陳さんという方から、このような陳情が出ております。これが全部で18ページまであります。ほかの取扱いをされているところの地方公共団体のお名前が全部入っているものが、ずっと続いております。続いて、19ページからが、「人権侵害に対する救済申立て」ということで、終わりが28ページまで出ています。世界各国代表国際連合人権理事会殿ということで土居さんから出ております。続いて、29ページになります。「コロナ感染拡大防止策に関する陳情書」ということで、津田さんという方から出ております。続いて30ページ、これも件名でだけでしたので、中の主旨を少し書いております。女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情ということで、女性スペースを守る会ということで、共同代表の4名、飯野様とお読みするのでしょうか、それと井上様、永田様、山田様の連名で出されております。続いて34ページになります。これも件名が陳情書のみですので、主題から少し取らせてもらいまして、「市民からの意見をしっかりと議論し、モニター制度を確立していただきたい」ということで、樋口様から出ております。続いて35ページになります。「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」ということで、海事振興連盟会長の衛藤征士郎様名義で出ております。

続いて、39ページを御覧ください。陳情書になりますが、40ページに件名がありますので、そちらを記載しております。ちょっと長いですが読みます。「大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について」ということで、大谷自治会長の石川様ほか18名の連名で出ております。次が45ページになります。「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」ということで、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会の漆山様という方から出ております。そして最後は48ページです。形式上申し入れ書となっておりますが、本市で言えば陳情・要望の扱いということで、ここに今一緒に入れさせていただいております。申請内容のところを書かせていただいております。内容は、「山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします」というものが出ております。申入書の形式ですが、ここに載せておるということで、政治団体政経フォーラム21、代表の樋口様から出ております。以上になります。この調査委員会の決定を今から議会運営委員会でしていただけたらと思います。お願いします。

大井淳一郎委員長 はい、報告がありました。今回は、結構案件が多いですけれども、調査委員会を決めていきたいと思えます。まず1点目の陳情書、「山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書」ですが、こちらはいかがいたしましょうか。案件的には、特定の委員会に調査を依頼するよりは、全議員にメール等で送っておりますので、調査を依頼しないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにしたいと思えます。次の「日台友好議員連盟を立ち上げていただきたい」ということですが、特定の調査を依頼するというよりは、議員各位でそれぞれそういう機運が高まれば、そういうものができるだ

ろうということで、その流れに任せたいと思いますので、これも調査を依頼しないということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、人権侵害に対する救済申立てですが、こちらも中身が特定の市民から出ている案件ではないので、全議員に読んでいただくという限りにしたいと思います。調査を依頼しないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「コロナ感染拡大防止策に関する陳情書」ですが、こちらについてはいかがいたしましょうか。これも調査を依頼しないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いての陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」ですが、こちらも同様に調査を依頼しないということでもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いての陳情書「市民からの意見をしっかりと議論しモニター制度を確立していただきたい」ということですが、議会モニター制度につきましては、広聴特別委員会が担当しておりますので、そちらに振りたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」ですが、こちらはいかがいたしましょうか。これも調査を依頼しないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いての陳情書「大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について」ですが、内容の扱いがちょっと難しかったんですが、開発ですので産業建設常任委員会かなと思うんですが、どうですかね。森山委員、ちょっとその辺が分かりますか、実務的なことが。産建かな。森山委員に意見を求めましょう。

森山喜久委員 産建になるかと思えます。

大井淳一郎委員長 この件については、産業建設常任委員会が適当ではないか



という意見がありますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、産業建設常任委員会にしたいと思います。「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」ですが、安全保障政策ということですので、こちら調査を依頼しないということでもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、申入書です。定例会以降に開催する、傍聴に関することですので、議会運営委員会で調査したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上のように決定しました。繰り返します。冒頭の山口県岩国児童相談所の不作為に関する陳情書については、調査を依頼しない。日台友好議員連盟を立ち上げていただきたいも同様に調査を依頼しない。人権侵害に対する救済申立ても同様です。コロナ感染拡大防止策に関する陳情書、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についても同様です。モニター制度の確立をしっかりとっていただきたいは、広聴特別委員会。国民の祝日海の日に関する陳情は、調査を依頼しない。大谷地区住民宅に隣接した場所にという陳情は、産業建設常任委員会に調査を依頼する。沖縄を捨て石にしない安全保障政策に関しては、調査を依頼しない。会議の撮影の許可は、議会運営委員会に決定したいと思います。続きまして、2番目、山陽小野田市議会会議規則の改正についてですが、資料5を御覧ください。先般。要望書を頂いて、それに基づいて議論して、秘密会の取扱いに関する事で、当委員会の中で、秘密会を開催した場合、会議録の公表をどうするのかということで、秘密事項を特定した上で、黒塗りにした状態で、会議録を公表していいのではないかとという流れで、議会運営委員会の中でまとまったところです。それを踏まえまして会議規則の改正案というものを資料5に示しておりますので、これに基づいて皆さんの中で御意見等を頂きながら、もしよければ、これを決定したいと思います。資料5についてです。皆さん目を通していただいていると思います。これまで、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」となっておりますが、会議規則第48条第1項に書いてありますように、「会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。」。第2項についてですが、改正後は「前項の規定により公表しない部分に

については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。」、秘密の保持に関する第112条ですが、「秘密会の記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。」、第2項が「前項の規定による公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。」という案が出ております。これに基づいて、皆さんから意見を求めたいと思います。

山田伸幸議員 秘密を要すると議決した部分とは、いつこのような決定をするんでしょうか。

大井淳一郎委員長 考えられるのは、秘密会を決定して、実際に非公開の状態  
で審査をします。その後に、タイミングは委員会の判断に委ねられると  
思いますが、そのまま出すわけにはいきませんから、秘密事項がどこに  
あるかを同じ委員会で議決していくことになります。会議録を公表して  
いこうとなるかは、ケースによるものと思われれます。

山田伸幸議員 第112条で、「秘密を要すると議決した部分は、これを公表  
しない」となっておりますが、秘密を要すると議決した部分という特定  
が、特定の人物による発言の全部になるのか、それとも質問からになる  
のかというのが、いろいろ難しい基準になってくると思うので、何か基  
準を設けておいたほうがいいのかと思います。特に、例えば秘密会で  
ないと発言をしないという人がいて、その人の発言部分だけとか、それ  
に関する部分を特定するとか、そういった工夫も必要だと思うんですが、  
いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 そうですね。結局、秘密会を開催するときも含めてなんで  
すが、どういった基準を設けるのが適切かということも、議会運営委員  
会で少し議論があったんですけども、条文に明確に残すのは難しい。  
逆に、規定してしまうとそれに縛られてしまうので、発言を公表しない  
と書いたら、発言以外はいいのかということになりますので、どうして

も、事案によって、発言部分なのか、住所もそうなのか、その秘密部分を隠さないと秘密部分が推測される部分もあるわけなんですよ。ですから、会議録の公表もするからには、そういうところも多分特定していないといけない。議員がおっしゃるように、秘密事項の判断は難しいところなんですけど、基準をはっきり明記するのは難しいのではないかという結論に、議運の中では達したところです。

山田伸幸議員 以前秘密会があったときに、それが本当に秘密に値するのかなのかという議論があったと思うんです。特に市民の関心が高いときに、市民から選ばれた議会が、それを秘密にしているのかという議論もあるわけで、そこは本当に極めて慎重に取り扱わなくちゃいけない部分なので、こういうふうに決めてしまうことだけいいのかなのか。ほかの議員の意見等もきちんと聞いたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 これは議論の中で少しあったんですが、まず、そもそも秘密会をむやみやたらにやるものではないということもありまして、議員が言われるように、市民の関心の高い部分について、秘密会にして隠してしまうというのはどうかということとは分かります。それを踏まえて、委員の中からも、秘密会の開催自体も慎重に運用されるべきではないかと。だから、こういった黒塗りというか秘密事項の特定を将来することも考えながら、秘密会の開催に当たっては、開催自体も慎重にやるべきではないかという意見もあります。これは私がどうこう言うことはないんですけども、もし秘密会を開くのであれば、よっぽどのことがない限り開くべきじゃないし、開くならば、秘密事項もしっかり特定して、市民の関心の高い部分や公表すべき部分が隠れてしまうようなことのないように、それは、委員会の中で慎重に話し合われるべきだと思うし、その場合に、委員だけで独断に決めるのではなくて、専門的な知見も含めて、これを出しているのか出しちゃいけないのかということも、場合によっては聞くこともあり得るのかなとは考えております。

山田伸幸議員 今日、決定するんですか、議運で。

大井淳一郎委員長 そうですね。

山田伸幸議員 というのも、今日初めて見させていただいたんです、この部分を。（発言する者あり）うん、いやだから、これを是非持ち帰って、ほかの議員にも、無会派の者も、ちょっと検討が必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 まず議運で皆さんの意見を聞きますが、山田議員、これを改正しないと、もう秘密会は全部シャットアウトというか、会議録を公表しない形になるんですよ。むしろ、開かれた議会になじむような改正なので、これは悪い改正ではないとは思いますがね。でも、山田議員が持ち帰りたいということですから、皆さんどうですか。それについて。持ち帰りたいというか、なるべくこちらとすれば、今日、決められるのは——ごめんなさいね、これ急に、今日初めて話すわけではなくて、議会運営委員会の中では話をしています。方向性も出ています。ただ、この規則の改正案というのは、確かに言われるように委員会で出てきたのは初めてなんで、山田議員は、委員外議員ですので、初めてというのは当然分かります。どうですか、今、山田議員の意見を聞いて。

伊場勇委員 今までの会議規則上では、秘密会の議事録は公表しないとなっている。一方で、基本条例では、委員会記録は公開すると。これが矛盾しているねというところで、どっちに振り切るかという話だと思うんですよ。やはり、議会改革を進めていく上で、公開をしていこうと。ただ、秘密会の趣旨は必ず重んじつつというように考えると、今回の改正は、こういう書き方になるのかなと思います。なので、ケース・バイ・ケースで、秘密をどう特定するのか。事案や相手によって個人情報に付す場合と付さない場合もあると思います。そういったところを事細かく書く

と、非常に運用しづらくなるんだらうなと思っています。もちろん秘密を特定するのは大事ですし、いつ解除されるのかというところも本当は書いたほうがいいのかもかもしれませんが、基本的には、運用面できちんとするという前提で、このように条文を改正しているということであれば、議運の中ではもう何回も議論している話なので、持ち帰ることなく、出た案でいいかなと思います。あと申し添えますと、日本国憲法第57条にも、議事は秘密事項を特定して公表すべきと書いておりますので、それも含めて、今の改正案については、このままでいいんじゃないかなと思っています。以上です。

大井淳一郎委員長 実際、改選前にあった事案においては、秘密事項を特定したものを一度公表したんですよ、議会基本条例に沿うような形で。しかし、会議規則と矛盾した関係で、議長会に問い合わせ、やはり会議規則があるので、そちらに従ってやったほうがいいんじゃないかということもありまして、会議録黒塗りの部分を公表しないという運用にしたんです。そこで要望書が出されて、その辺の秘密会のルールをしっかりと作ってほしいということで、私たちの中で議論して、むしろ議会基本条例に沿うような形をしよう。ただ、もちろん秘密会ですので、その辺の秘密事項の特定はした上で、黒塗りでの公表と。それに沿う形に会議規則を改正しようとしております。これは恐らく要望者の意図にもかかっていると思うんですけど、山田議員どうですか。

山田伸幸議員 いや、中身のうんぬんじゃなくて、初めて見せられて、それを納得しろというのは、私には議決権がありませんけれど、やっぱり大事な意見として尊重していただきたいという思いであります。

大井淳一郎委員長 中身の問題じゃないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。どうですか。ほかの委員の皆様、今日決定せずに、6月定例会の中で議運を開く場合もありますので、そういったときに決めてもいいということもあるんですが、どうですか。

宮本政志副委員長 確認したいんですけど、さっき山田議員は、会派に持ち帰ってというふうに受け止めたんですけど、（発言する者あり）会派じゃないのか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会運営委員会に出ている3会派に関しては、もう議論を尽くして、これでということを出しているんです。山田議員が言うのは、無会派の議員全員にこれを提示して、意見を聞いて、それから決めるべきじゃないかということでしょ。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺り、今日どうするかを決めればいいんじゃないですか。ここで決めるのか、あるいは委員長が言われるように、定例会中ということ、今日決めないという方向に行くかだけでいいと思います。

山田伸幸議員 以前はこういった問題があると、無会派の者に対しても、事前に配布されていたり意見を聞いてくれたりしていたんです。ですから、その辺での扱いを、やっぱりきちんとしていただきたいということでもあります。

大井淳一郎委員長 山田議員から出ておりますが、どうですか。

笹木慶之委員 手続の問題ですからね。その事情がかなえばいいじゃないですか。手続のことですから。

伊場勇委員 無会派の方に、例えば、御意見ある方はと1回メールして、次に決めたらいいんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 今、そのように出ておりますが、特にそれで異論がなければ、今日ここで議員決定ということではなくて、ほかの会派にも、この情報を流してということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これは議運決定ではないですけども、もう、この案で進めていくということは決めたいと思います。はい。どうぞ。

笹木慶之委員 これは事務局に聞いたほうがいいかどうか分かりませんが、改正前と改正後の中で、改正前は「秘密性の継続する限り」となっているのが、改正後は「秘密を要する限り」になっているんです。この違いは何でしょうか。

島津議会事務局次長 これは実際には、秘密会であっても、公表している他市の会議規則を参考にしたところなんです。内容については同じことだと思っております。

笹木慶之委員 ちょっと気になるのが、秘密性の継続する限りのほうが分かりやすいような気がするんです。要は、秘密を要する限りとありますが、要するというのは誰が判断するんですか。

島津議会事務局次長 第48条であれば議会、第112条であれば委員会となります。

笹木慶之委員 だから、継続するとしているということじゃないんですか。継続をしていないと判断するのは、そこで決めんにゃいけないのでしょ。しているか、していないかということは。

島津議会事務局次長 はい、そうです。それぞれの議会か委員会が判断することになります。

大井淳一郎委員長 ちょっと、ここで暫時休憩したいと思います。

---

午前10時33分 休憩

---

---

午前10時51分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどの会議規則の件で

すが、改正前と改正後の表現が違うといったことの理由について調べていただきましたので、次長に説明を求めたいと思います。

島津議会事務局次長 改正前は、秘密会の議事全てが秘密の対象でしたので、秘密性が継続する限りとしておりましたが、改正後は、秘密事項を特定した上で議決して、その部分については秘密にするという関係から、秘密を要する部分を指定する必要があるため、第1項で、秘密を要する限りと変更しました。以上です。

大井淳一郎委員長 今、説明がありました。これについて、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、改正後のことについて、説明いただきました。先ほど山田議員から、これは無会派の議員にも周知すべきではないかとありましたので、無会派の人たちには、今こういう流れで会議規則を改正しようとしていると周知したいと思います。後日の議会運営委員会の中で、これを最終的にどうするかを協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにしたいと思います。それでは、続きまして3番、申し合わせ事項の改正についてです。これにつきましては、以前、創政会が議席の変更についての要望書を出されました。これに基づいて申し合わせ事項を改正しなくてはならないということがあったんですが、具体的にどのように改正したらいいかということがありまして、これについて伊場委員から、申し合わせ事項の改正について、案を出したいということがありました。今日、それを持ってきていただいていますので、伊場委員からお願いします。

伊場勇委員 前回の議会運営委員会に、本会議場の議員議席変更の要望書を出させていただきました。その中で、今までの運用については一定の評価をするものの、より意味がある議席にし、議会改革を推進する上で、この議席の変更をするための申し合わせ事項変更案を提出します。まず、申し合わせ事項の中に、項目を1、2、3と三つ振りまして、まず、1、「議席は、最終番を議長、その一つ前を副議長、1番を監査委員とする。」



と。次に、2項として、「その他の議員の議席は、議会運営委員会で協議の上、決定する。」。3、「申し合わせ事項12-2の場合において、会派所属議員は所属会派別に割り当てる。」としております。また、申し合わせ13、議席の変更。こちらを、「議席の変更は、常任委員改選時その他議長が必要と認めるときに行う。そのときに欠員がある場合は、最終番を充て、議長及び副議長の席はそれぞれ繰り上げる。その他の議員の議席は、申し合わせ事項12の例により決定する。」ということで、また申し合わせ事項12-2にあるように、議会運営委員会で協議の上決定するという流れでいいのではないかと考えております。以上です。

大井淳一郎委員長 伊場委員から、申し合わせ事項の改正案ということで、資料6で出されておりますが、これについて皆さんで気になることがあれば。これまで抽選だったんですけれども、今後は、監査委員など特定の議席は除いて、そのほかの議席については議会運営委員会で協議すると。その上の判断材料というか決定材料の一つとして、会派ごとに分けていくと。会派所属議員は所属会派別に割り当てるといった内容です。これについて、何かありますか。

山田伸幸委員 この文書を初めて見たんですけれど、事前に相談もあり、こういうことでとありましたので、これはこれでいいかなと思います。

大井淳一郎委員長 そのほか、これについてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、申し合わせ事項は、この案のとおり決したいと思います。それで議席を変更していくということになるわけですが、手続をそれなりに踏んでいかないといけないと思います。申し合わせ事項の改正について、議会運営委員会の決定事項として全員協議会で報告します。それについて了承いただいた上で、具体的にどの議員がどこに座るかということを決めて、日程追加をして、改めて全員協議会で日程追加と、具体的に誰がどこに座るかということを決めたものを決定して、最終的には本会議で議長が行う。これは、本会議では議長が諮るわけではなくて、

報告ということによろしいでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまでの2年の改選期の変更であると、お手元に配付しております議席の表のとおり変更します、としています。その日のその場での移動もできなくはないですけど、それは大変ですので、議長が次第書のとおり、「次の会議から」ということも述べられて、翌日とか、何日か後の会議から、変更後の席に座るという流れになるかどうかと思います。

大井淳一郎委員長 これまでの流れを整理しますと、今後の流れについては、次に行われます全員協議会で申し合わせ事項の改正も含めた議運決定事項の報告をします。それが了承されましたら、再度議会運営委員会を開いて、具体的に誰がどこに座るかを協議して決めます。そこで、改めて全員協議会を開いて、これでいいですよとなったら、本会議で議長が報告という流れになるかどうかと思います。具体的な流れについては、事務局からありますので、会派の皆さんについては周知してください。

笹木慶之委員 ここで言っているかどうか分からんのですが、一連の議会の改革といいますかね、先ほどあった会派の人数の見直しであるとか、あるいは議席の問題とかがあるんですが、それに関連して、会派の部屋をうんぬんという調査というアンケートを取りましたよね。これは議運じゃないかもしれませんが、結果としてどうなったんでしょうか。

大井淳一郎委員長 会派室等については、この後のその他の項で少し議論したいと思います。今、取りあえず、議事日程、申し合わせ事項の改正についてがありますので、その他で触れていきたいと思います。すみませんがよろしくお願ひします。それでは、付議事項3点目は以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に入ります。付議事項4点目、会派人数について見直しのお願いです。これについてですが、これは事務局からお願ひします。

中村議会事務局主査兼議事係長 資料7になります。先ほど笹木委員も少しおっしゃいましたが、会派等のいろんな流れもありまして、議会運営委員会の提示が本日になってしまいました。公明党山陽小野田市議会議員吉永議員と岡山議員の連名で、「会派人数について見直しのお願い」ということで出ております。ここについて、皆さんで議論していただけたらと思います。過去、会派人数については、平成26年と令和2年にも、これまで同様、似たようなものが出てきて、この度で3回目になります。令和2年のときは前の期で、もう議論が一旦終了しており、この期になってからは、これが初めてです。よろしくお願いします。

大井淳一郎委員長 会派人数については、平成26年度と令和2年度に出されたということで、今回が3回目で、改選後は初めてです。改正前に議会運営委員会にいらっしゃった方は既に御承知のことかと思いますが、改選前の流れにつきましては、2人会派は前向きに捉えていたんですけども、政党会派だけにするのか、その他も含めて2人であれば組めるのかということで意見が一致しなかったため、流れたという経緯があります。今日は持って帰ってもらんですけども、今後議論していただきたいのは、2人会派をどうするのか。政党会派だけにするのか、そうでないのかということ。それが1点。もう1点は、議会運営委員会の正式な委員として認めるべきなのか。議会運営委員会は会派3人のところから1人となっておりますので。この2点を一緒に議論したほうがいいと思っております。今日は、見直しのお願いを受けて、皆さんで持ち帰って、先ほど言いました2点について、意見をまとめていただければと思います。よろしくお願いします。

宮本政志副委員長 そうすると、この件を扱うときは、当然、公明党の議員が出席して、質疑がある場合には対応してもらえるとということでもいいんですか。出席せずにこれを議論するということですか。

大井淳一郎委員長 どうでしょうかね。内容については改選前も含めてやっ  
ていて分かっているので、呼ばなくていいんじゃないかという考えもあ  
るし、改選後改めて出されたんだから、きちんと意見を聞こうじゃない  
かとであれば呼ぶでしょうし。皆さんが「呼ぼうじゃないか」となれば、  
呼びましょう。

宮本政志副委員長 公明党の2人の議員からお願いで出ているわけでしょ。そ  
うすると、やっぱり出席して、何かあったときに対応できるような形を  
取ってもらわんといけんと思いますから、出席するべきだと思います。

大井淳一郎委員長 今、副委員長から意見が出ました。皆さん、その方向でよ  
ろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）日にちはいつになるか分かりま  
せんが、公明党の議員をできる限り定例会中に呼んでから、意見を聞いた  
上でということです。よろしくお願いします。それでは、付議事項5、  
議会運営改善についての申し入れ。資料8です。

中村議会事務局主査兼議事係長 議会運営改善についての申し入れということ  
で、日本共産党市議会議員団、団長中島議員と幹事長山田議員から出て  
おります。4点あります。山田議員もいらっしゃるので概要しか述べま  
せん。一つ目がコロナ感染対策、二つ目が議場での議論の活性化、三つ  
目が議会と執行部の在り方、裏面2ページ目になりまして、四つ目が議  
長、議長の会派離脱の件となっております。以上4点について、よろし  
くお願いします。

大井淳一郎委員長 これについて、山田議員から補足することがあれば、お願  
いします。

山田伸幸議員 読んでいただければ分かっていただけだと思いますので、しっ  
かり議論していただくといいかなと思います。

大井淳一郎委員長 山田議員が出ておりますので、この申出について何か聞いておきたいことがあればお願いします。今後、持ち帰って、皆さんが会派内で協議していただくこととなりますが、現時点で、不明瞭なことがあれば、よろしいですか。(発言する者あり)特にないということですので、これについては、後日、協議したいと思います。それでは、付議事項のその他、(1)全員協議会の開催です。

中村議会事務局主査兼議事係長 ここに記載しておりますとおり、今回の議運決定事項の報告を6月8日午前9時から、委員長から行っていただきます。先ほど委員長が申されましたとおり、これが終わり次第、議会運営委員会を開催していただいて、議席の変更がそのときにまとまっておれば、議会運営委員会でその件を全員で認識していただいて、もしそうなれば議事日程の変更等も発生しますので、その後に全員協議会を9時半から開くような流れになるかと思えます。

大井淳一郎委員長 よろしいですか、この件は。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、(2)その他で、先ほど笹木委員から出ました会派室のことについてです。すみませんが、改めてお願いします。

笹木慶之委員 一連の流れがあって、どこで聞こうかなと思ったんですが、先に、議員の控室というか会派の関係についてアンケートを取られたと記憶していますが、その後の取扱いはどうなったんでしょうか。誰に聞いたらいいか分かりませんが、状況の分かる方。

大井淳一郎委員長 会派室のいきさつですね。会派室といっても机を並び替える程度で、何か改装工事をするわけではないんですが、これについてどうでしょうか。

島津議会事務局次長 昨年の12月でしたか、各議員にメールをお送りしまして、そのときは、今の議員控室を分割して、議員控室にすることについて

て、意見があるかどうかということでした。その件については、議員から2件ほど意見が出て、議長にお渡ししたところです。

大井淳一郎委員長 差し支えなければ、この2件の意見はどういった内容だったんでしょうか。

島津議会事務局次長 議員控室を現状から変更することへの懸念や反対のような意見でした。

大井淳一郎委員長 その2人以外は出ていないということですね。

島津議会事務局次長 はい、そうです。

大井淳一郎委員長 誰とかはここで言うことではないんですが、2人以外は出ていないということがまず前提です。

笹木慶之委員 2人の意見も踏まえて、要は、今後どうするかの問題です。どうするかということと、どういう手続を取って決めていくのか。決めるということであればですね、そこだろうと思いますが、その辺りどのようにお考えなんでしょうか。

高松秀樹議長 会派から、会派控室を設けてほしいという強い要望がありました。今、次長が言ったように、メールでアンケートを取ったということです。実は、会派控室を設けるに当たって、今は3会派しかなくて、今後、政党会派も要望を出している状況の中で、まだ会派も増える可能性があるということを事務局と相談しています。そのときに物理的に本当に入るのかどうなのかというのがまず一つで、その調査を事務局と総務部とでしておるところです。プラス、三つの既存会派が、議会会議室1と2、応接室の三つの部屋を本当に会派室として使えるかどうか、レイアウト変えてみて、現実的な部屋になるかどうかを確認しておるところ

です。つまり、会派室であるかどうかは、まだ何も決まっていない状況です。今から、全議員のコンセンサスを取りながら、かつ、限られた空間をどのように使っていくのかをまずきちんと調査した上で、また正式に議運にも掛けて、今後進めていきたいと思っております。

大井淳一郎委員長 議長が申し上げましたが、皆さんからあれば。

笹木慶之委員 方向性については、大体分かりましたが、手続的にはいつ頃どうするのかということです。それはどうなんですか。

高松秀樹議長 まず、会派はもう三つしかありませんので、この三つをどうするかについては、早急に決めていきたいと思いますが、その部屋をどう使うのかは、管理規程等も含めて協議する必要があると思っております。その際に、議会会議室1と2、応接室が会派室に変わると、例えば会議だとか打合せだとかをどこでするのかということを決めた上で、皆さんの同意を得て、会派室を運用したいと思っております。できるだけ早くと思っております。

大井淳一郎委員長 この件は、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上とします。そのほか、その他のその他としてありますか。（「ありません」と呼ぶものあり）副議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で第21回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前11時11分 散会

---

令和4年（2022年）6月3日

議会運営委員長 大井 淳一郎